

## 令和3年度 都道府県単位保険料率の決定について（案）

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

なお、富山県の保険料率については、令和2年度からの変更はない。

## 1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.45%	滋賀県	9.78%
青森県	9.96%	京都府	10.06%
岩手県	9.74%	大阪府	10.29%
宮城県	10.01%	兵庫県	10.24%
秋田県	10.16%	奈良県	10.00%
山形県	10.03%	和歌山県	10.11%
福島県	9.64%	鳥取県	9.97%
茨城県	9.74%	島根県	10.03%
栃木県	9.87%	岡山県	10.18%
群馬県	9.66%	広島県	10.04%
埼玉県	9.80%	山口県	10.22%
千葉県	9.79%	徳島県	10.29%
東京都	9.84%	香川県	10.28%
神奈川県	9.99%	愛媛県	10.22%
新潟県	9.50%	高知県	10.17%
富山県	(9.59%)	福岡県	10.22%
石川県	10.11%	佐賀県	10.68%
福井県	9.98%	長崎県	10.26%
山梨県	9.79%	熊本県	10.29%
長野県	9.71%	大分県	10.30%
岐阜県	9.83%	宮崎県	9.83%
静岡県	9.72%	鹿児島県	10.36%
愛知県	9.91%	沖縄県	9.95%
三重県	9.81%		

※令和2年度保険料率からの変更がない都道府県については、参考として括弧書きで示している。

## 2. 適用時期

令和3年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

(参考) 令和3年度都道府県単位保険料率の令和2年度からの変化

(単位: %)

	令和2年度保険料率 (a)	令和3年度保険料率 (b)	現在からの変化分
			(b)-(a)
全 国	10.00	10.00	0.00
1 北 海 道	10.41	10.45	+0.04
2 青 森	9.88	9.96	+0.08
3 岩 手	9.77	9.74	▲0.03
4 宮 城	10.06	10.01	▲0.05
5 秋 田	10.25	10.16	▲0.09
6 山 形	10.05	10.03	▲0.02
7 福 島	9.71	9.64	▲0.07
8 茨 城	9.77	9.74	▲0.03
9 栃 木	9.88	9.87	▲0.01
10 群 馬	9.77	9.66	▲0.11
11 埼 玉	9.81	9.80	▲0.01
12 千 葉	9.75	9.79	+0.04
13 東 京	9.87	9.84	▲0.03
14 神 奈 川	9.93	9.99	+0.06
15 新 潟	9.58	9.50	▲0.08
16 富 山	9.59	9.59	0.00
17 石 川	10.01	10.11	+0.10
18 福 井	9.95	9.98	+0.03
19 山 梨	9.81	9.79	▲0.02
20 長 野	9.70	9.71	+0.01
21 岐 阜	9.92	9.83	▲0.09
22 静 岡	9.73	9.72	▲0.01
23 愛 知	9.88	9.91	+0.03
24 三 重	9.77	9.81	+0.04
25 滋 賀	9.79	9.78	▲0.01
26 京 都	10.03	10.06	+0.03
27 大 阪	10.22	10.29	+0.07
28 兵 庫	10.14	10.24	+0.10
29 奈 良	10.14	10.00	▲0.14
30 和 歌 山	10.14	10.11	▲0.03
31 鳥 取	9.99	9.97	▲0.02
32 島 根	10.15	10.03	▲0.12
33 岡 山	10.17	10.18	+0.01
34 広 島	10.01	10.04	+0.03
35 山 口	10.20	10.22	+0.02
36 徳 島	10.28	10.29	+0.01
37 香 川	10.34	10.28	▲0.06
38 愛 媛	10.07	10.22	+0.15
39 高 知	10.30	10.17	▲0.13
40 福 岡	10.32	10.22	▲0.10
41 佐 賀	10.73	10.68	▲0.05
42 長 崎	10.22	10.26	+0.04
43 熊 本	10.33	10.29	▲0.04
44 大 分	10.17	10.30	+0.13
45 宮 崎	9.91	9.83	▲0.08
46 鹿 児 島	10.25	10.36	+0.11
47 沖 縄	9.97	9.95	▲0.02